

たいわ暮らし応援商品券配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民に対し町内事業所にて利用可能なたいわ暮らし応援商品券(以下「商品券」という。)を配布することにより、消費の喚起と下支えを通じた生活者支援を行うとともに、物価高騰に伴い事業活動に影響を受けている町内事業者の経営状況改善を図ることを目的とする。

2 町は、前項の目的を果たすため、事業を委託業者を通して実施するものとし、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引 町内において商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 加盟店 取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券配布対象者)

第3条 配布対象となる町民(以下「配布対象者」という。)は、令和8年2月1日(以下「基準日」という。)現在において本町の住民基本台帳に記載された町民とする。

ただし、基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて本町の住民基本台帳に記録されることとなった者を含むものとする。

(配布申請)

第4条 本事業による申請は不要とする。なお、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者で、基準日において、以下の要件に該当する場合には、事前の申出に基づき世帯主(配偶者など)への配布は行わず、申出のあった送付先に発送

する。

- (1) 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること。
- (2) 女性相談支援センターから「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)からの確認書が発行されていること。
- (3) 住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること。

(商品券の給付額)

第5条 商品券の額は、1枚1,000円券とし、配布対象者1人につき5枚配布する。

(配布方法等)

第6条 配布の方法は、委託業者を通じて配布対象者へ郵送で配布する。町長は、本事業の実施に当たり、特殊な事情があるものを除き、同居世帯員の分を一括して世帯主に発送する。

- 2 町長は、住民基本台帳に記録された配布対象者の氏名及び住所を掲載した配布対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき配布するものとする。
- 3 町長は、前条で定めた商品券を前項のリストに基づき郵送で配布する。なお、町長が必要と認める場合を除き、分割での発送は行わない。
- 4 商品券を配布する日は、委託業者と協議の上、町長が別に定める日とする。

(受領されなかった場合等の取扱い)

第7条 前条の規定に基づき発送した商品券が宛先不明等により返送された場合は、町が当該商品券を保管するものとする。町長は、宛先不明及び受取拒否をした配布対象世帯に対して再通知を行い、受取が可能となった場合は配布する。ただし、再通知は1度限りとする。

- 2 前項の再通知でも受け取りがされない、又は受け取りを拒否されて返送された場合は、利用期限まで町長が保管する。期間内に商品券の受け取りの申し出があった場合は、本人確認書類を持参のうえ確認を行い交付するものとする。また、代理交付については同一の世帯員のみ可能とする。その場合は本人確認書類により本人確認を行い、商品券受取委任状の提出をすること。
- 3 第1項の通知を行い、配布対象者から申出が無い場合は、当該配布対象者は商

品券の受領を辞退したものとみなす。

(商品券の使用期間等)

第8条 商品券の使用期間は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。

- 2 配布対象者が商品券を受領した後に紛失及び滅失、盗難された商品券の効力は無効とする。また、再発行も認めない。
- 3 商品券は、配布対象者又はその代理人若しくは使用者(以下「使用者」という。)に限り加盟店との間における取引においてのみ使用することができる。
- 4 加盟店は、取引に使用された商品券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、商品券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金額の支払いは行わないものとする。
- 5 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 6 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 7 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 公共料金又は公租公課
 - (2) 換金性の高い商品(商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手等)
 - (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
 - (4) 不動産取引
 - (5) 出資や債務の支払い
 - (6) 仕入等の事業用取引
 - (7) 公的医療保険、公的介護保険の自己負担部分
 - (8) その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる商品の購入又はサービスの提供

(加盟店の登録)

第9条 委託業者は、別に定める募集要項により加盟店を募集し、応募した事業者を登録する。

(事業執行管理)

第10条 委託業者は、本事業の執行を適切に運営管理するものとし、町長から事業執行状況について求めがあるときは、速やかに対応するものとする。

(調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは委託業者に対し、調査を行い、又は報告を求めることができる。

(個人情報保護)

第12条 委託業者は、本事業で知り得た個人情報を、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、また同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。